



1枚に切り取る医療界の2週間

Medical management support by astellas

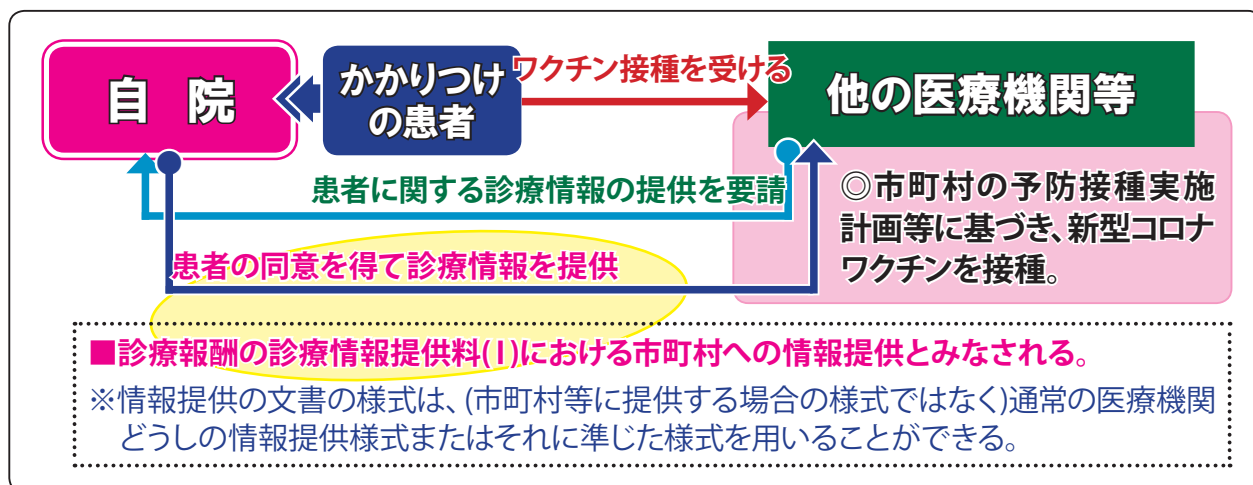
2021年5月25日号

## かかりつけ患者のワクチン接種に係る診療情報提供の取り扱いなど示される

《背景》 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いの中で、自院の通院患者が他の医療機関等でワクチンの接種を受けるにあたり、求めに応じて診療情報を提供する場合の解釈などが示された。厚生労働省の5月11日付事務連絡。

《解説》 自院に通院している患者が、他の医療機関等において、市町村の予防接種実施計画等に基づいて新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を受けるにあたり、その医療機関等から診療情報提供を求められた場合の取り扱いです。求めに対し、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を添え必要な情報を提供すると、提供先の医療機関等は診療情報提供料(I)における市町村とみなされるとしています。その場合、提供文書の様式は、市町村に対する場合の様式ではなく、医療機関どうしの情報提供の際に用いる様式かそれに準じたもので差し支えない旨も示されました。また、通院が困難な在宅療養患者に対し、訪問診療を行った日と同一日に、市町村との委託契約に基づいて新型コロナワクチンの接種に係る診療等を実施した場合、訪問診療に対して在宅患者訪問診療料(I)または(II)を算定できることも明示されました。

### ◎かかりつけ患者のワクチン接種にあたり、診療情報提供を行う場合のイメージ



※厚生労働省の事務連絡(2021年5月11日付)「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その46)」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000778214.pdf>)に基づいて、医療総研(株)加工・作成。

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社 (担当: 田中 勝志)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002  
 TEL. 03-6451-1617